

改正案の概要

火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正(案)について

今般、脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入が進められるなかで、バイオマス発電所の設置・稼働に伴う大気汚染、騒音等による周辺環境への影響が懸念される事例が発生しています。

これを受け、バイオマス発電所等の火力発電所設置に係る事業について、環境影響評価の対象範囲を拡大するため、対象となる事業の規模を定めた鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正を検討しています。

については火力発電所の規模要件の見直し案（条例施行規則の改正案）について、県民の皆様からの御意見を募集します。

<環境影響評価(環境アセスメント)制度とは>

大規模な開発事業の計画段階において、事業者自らがその事業による環境影響についてあらかじめ調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、一般住民や地方公共団体等からの意見を踏まえて、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です(許認可制度ではありません)。

法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業を対象とし、条例においては法対象以外であっても、ある程度の環境影響が想定される事業種や小規模の事業を対象にしています。

対象事業を実施しようとする事業者は、概ね数年かけて調査・予測・評価を行うこととなります。

(参考:県内における法・条例の手続状況等 <https://www.pref.tottori.lg.jp/279146.htm>)

1 条例対象となる火力光発電所の規模要件(案)

対象地域	規模要件(改正前)	規模要件(改正後)
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m ³ /時以上
特別地域*	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m ³ /時以上

* 特別地域:環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

2 規模要件(案)の考え方

- 現在、バイオマス発電所は「火力発電所」に該当し、環境影響評価手続きの要否が発電出力で規定されています。(発電タービンを回す蒸気発生ボイラーからの排出ガス量は考慮されていません。)
- 一方で、ボイラーから発生する蒸気を熱供給に用いる工場では、環境影響評価手続きの要否が排出ガス量で規定されています
- このため、同一規模のボイラーであっても、用途によって手続きの要否に差違が生じています。
- ボイラーを有する施設の設置・稼働による周辺環境への影響は用途によって異なるものではなく、取り扱いの差違を解消するため、火力発電所の規模要件に工場と同等の排出ガス量を追加したいと考えています。
 - ・ 発電設備により同一出力でも排出ガス量が異なるため、単純に現行の出力規模(15万kW)と比較はできませんが、これまでより低出力のバイオマス発電所等から手続き対象となる見込みです。

3 改正スケジュール(予定)

(公布)令和6年3月頃

(施行)令和6年5月頃

4 お問い合わせ先

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当

電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

電子メール kankyurikken@pref.tottori.lg.jp

〈現行の鳥取県環境影響評価条例(抜粋)〉

第2条

1～3 略

4 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。

- (1) 別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの
- (2) 特別地域において行われる別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、前号の事業に準ずる規模を有するものとして規則で定めるもの

別表(第2条関係)

(1)～(4) 略

(5) 水力発電所、火力発電所(地熱を利用するものを含む。) 風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業

(6)～(13) 略

(14) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業

〈現行の鳥取県環境影響評価条例施行規則(抜粋)〉

(対象事業)

第3条

3 条例第2条第4項第1号の規則で定める事業は、別表第2の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する事業とする。

別表第2(第3条関係)

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
5 条例別表第5号に掲げる事業	ウ <u>出力が150,000キロワット以上である火力発電所</u> (地熱を利用するものを除く。)の設置の事業 エ 火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の事業であって、出力が150,000キロワット以上である発電設備を新設するもの	<u>出力が112,500キロワット以上である火力発電所</u> (地熱を利用するものを除く。)の設置の事業 火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の事業であって、出力が112,500キロワット以上である発電設備を新設するもの
14 条例別表第14号に掲げる事業	ア 排出ガス量(大気中に排出される気体の量の1時間当たりの最大値を温度零度、圧力1気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が40,000立方メートル以上又は排出水量(排出される水の量の1日当たりの平均値をいう。以下同じ。)が10,000立方メートル以上である工場及び事業場(製造業(物品の加工業又は修理業を含む。)、ガスの供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の設置の事業	排出ガス量が30,000立方メートル以上又は排出水量が7,500立方メートル以上である工場等の設置の事業

【参考資料】

参考 法及び条例における対象事業と規模要件一覧

改正案の概要

<参考1> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例
	第一種事業	第二種事業	
道路	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上	— 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	一般地域 — — 4車線、10km以上 特別地域 — — 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	幅6.5m、20km以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積 75ha以上 改変面積 75ha以上 改変面積 75ha以上
鉄道	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路)	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	1875m以上 375m以上
発電所	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満 11.25万kW以上15万kW未満	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 出力 15万kW以上 出力 3万kW以上 出力 2.25万kW以上 出力 11.25万kW以上 出力 7500kW以上
地熱	出力 1万kW以上	7500kW以上1万kW未満	7500kW以上
原子力	すべて	—	—
風力	出力 5万kW以上 ※ 出力 4万kW以上	3万7500kW以上5万kW未満 ※ 3万kW以上	1500kW以上 敷地面積 10ha以上
太陽光	埋立面積 30ha以上	25ha以上30ha未満	埋立面積 18ha以上
廃棄物最終処分場	50ha超	40ha以上50ha以下	40ha以上
公有水面埋立及び干拓	100ha以上	75ha以上100ha未満	50ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	50ha以上
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—
流通業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	50ha以上
港湾計画	埋立等区域 300ha以上	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築	排水 排出ガス	1万m ³ /日以上 4万m ³ /日以上	7500m ³ /日以上 3万m ³ /日以上
ゴルフ場又はスキー場	—	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	—	75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	—	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	—	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	—	(計算式で算定)	(計算式で算定)